

諸外国における立地選定プロセスについて

—目次—

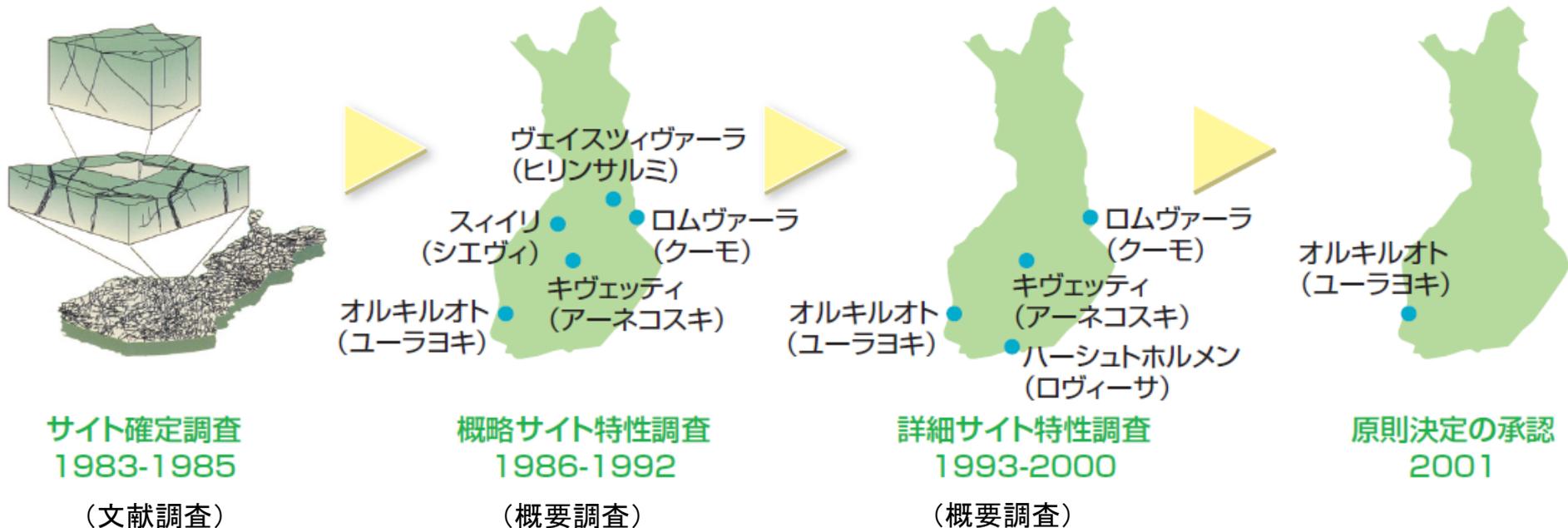
1. フィンランド…… 1ページ
2. スウェーデン…… 6ページ
3. フランス……12ページ
4. カナダ…… 17ページ
5. 英国……23ページ
6. 米国……29ページ
7. ドイツ……34ページ

1. フィンランドの立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

【1983年政府原則決定に基づく立地選定の流れ】

※1983年の政府原則決定により、段階的な立地選定プロセスと2000年末までにサイト1箇所を選定するスケジュール目標が示された



✓ 処分実施主体(当時は電力会社)がフィンランド全土より**102箇所**の潜在的調査地域を選定

(地質学的要因(主に断層・亀裂帯の回避)と環境要因(人口密度、使用済燃料の輸送、土地利用計画)の評価により絞り込み)

✓ 潜在的調査地域から概略サイト特性調査対象の**5箇所**を選定し調査を開始(地質学的要因、環境要因、地域との話し合いにより絞り込み)

✓ ボーリング等の調査を実施し、**3箇所**の詳細サイト特性調査地域を選定(水理条件、処分場レイアウト等の観点から選定)

✓ 詳細サイト特性調査を実施し、ポシヴァ社は**4箇所**(※)の候補地より、**オルキルオト**を選定

(4箇所の候補地域における地質条件に差が少なく、自治体の受け入れ態度や使用済燃料の輸送面により選定)

※ロヴィーサ原子力発電所の使用済燃料のロシアへの返還終了に伴い、ハーシュホルメンが候補サイトとして追加される(1997年)

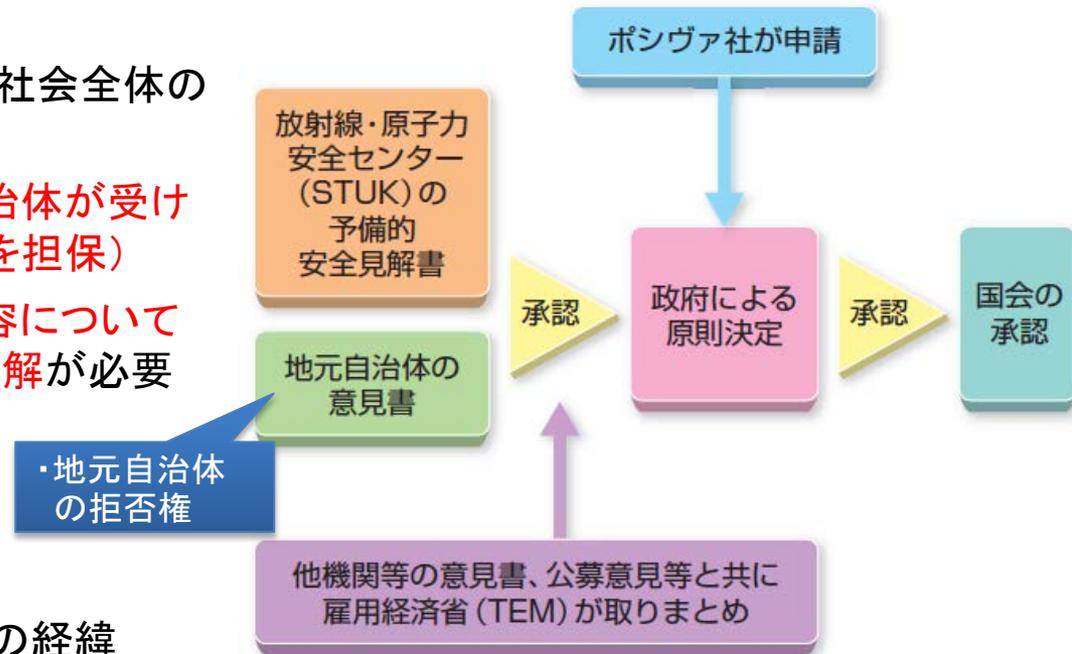
✓ 1999年にポシヴァ社はユーラヨキ自治体の**オルキルオト**を処分地とすることについて、**政府へ原則決定**を申請

✓ 2000年に政府が原則決定、2001年に国会が承認

(参考) 原則決定手続き

1987年の原子力法改正により導入

- 重要な原子力施設の導入に関して、事業者が事業計画内容についての判断を政府に申請
- 政府が、その事業計画がフィンランドの「社会全体の利益に合致する」ことを判断
- 政府が判断を下す前に、**立地予定の自治体が受け入れに好意的であることを確認(拒否権を担保)**
- また、**規制機関(STUK)からの、事業内容について安全面から支障がないという肯定的な見解が必要**



オルキオトが処分地として決定されるまでの経緯

- 1999年5月: ポシヴァ社が原則決定申請
- 2000年1月: STUKが肯定的な見解書を政府へ提出
- 2000年1月: ユーラヨキ自治体議会で処分場受入に関する投票を実施し、賛成多数となる(賛成20/反対7)
- 2000年12月: 政府がポシヴァ社の申請に対して原則決定を行う
- 2001年5月: 国会が政府の原則決定を承認(賛成159/反対3)

原子力法における原子力施設導入計画の承認プロセス
(原則決定手続き)

(フィンランド原子力法より作成)

(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

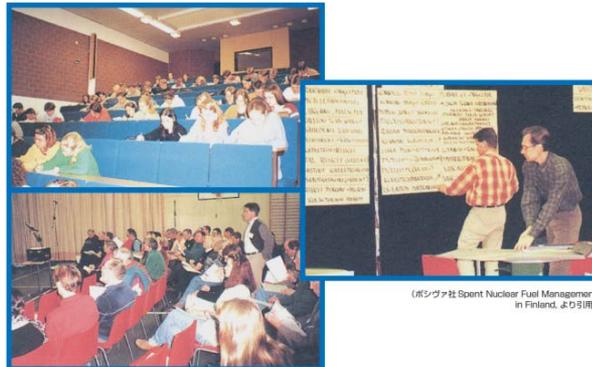
- 処分地決定に係る**原則決定段階(精密調査地区選定段階)まで、地元の拒否権を担保。**
- 法令により、事業者は原則決定申請前に環境影響評価(EIA)を実施することを規定。EIAは事業による環境への影響を評価するとともに、**市民が入手可能な情報を提供し参加する機会を増やすことを目的とする。**
- ポシヴァ社は1997年～1999年に4箇所の候補自治体におけるEIAを実施。EIAの一環として
 - ・ ニュースレターや展示会等による住民への情報提供
 - ・ 公開討論、小グループとの会合や候補自治体の議会向け会議の開催
 - ・ 意識調査の実施(原発立地自治体では、受入れに肯定的な住民の割合が高い結果) 等を実施。



候補自治体の各世帯にEIAニュースレターを配布

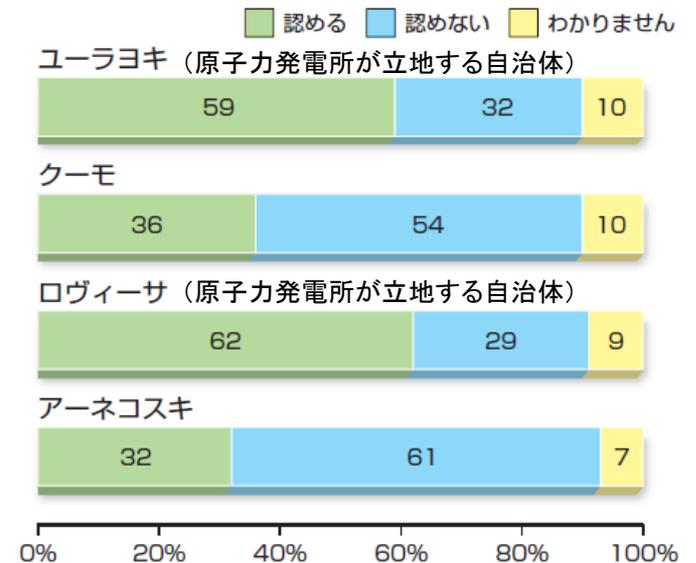


展示等による情報提供活動



コミュニケーション活動

質問：「安全規制当局による詳細調査と安全評価の結果、あなたが居住する自治体が放射性廃棄物の最終処分地として安全であることが判明した場合に、あなたの自治体内にフィンランド国内で発生した放射性廃棄物を定置することを受け入れますか？」



地元住民の意識調査

(出典：Posiva EIA Report 1999)

(3) 立地地域への支援

制度的支援：固定資産税の優遇

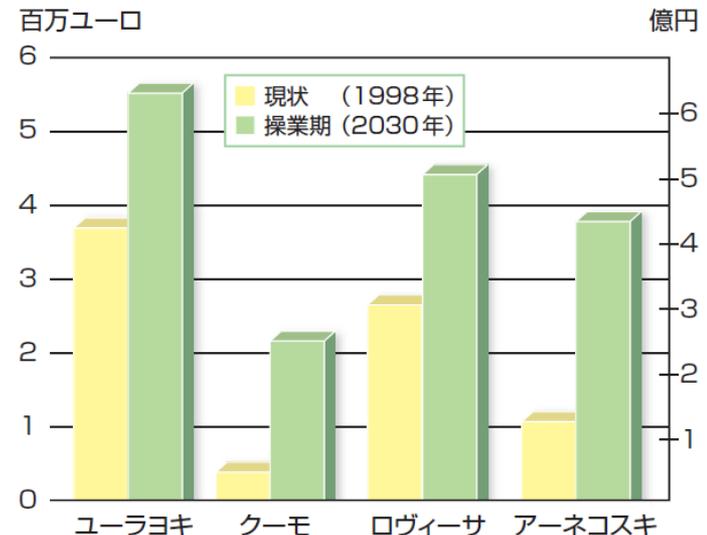
○自治体による固定資産税の設定において、一般施設では0.5～1.0%の範囲で任意に設定しているのに対し、原子力発電所と放射性廃棄物管理施設では上限が2.85%まで設定が可能。(1999年当時は上限は2.2%)

地元との協定による措置

○1999年に処分場立地に関して、ポシヴァ社とユーラヨキ自治体との間で協力協定を締結。

- ・元は歴史的な邸宅であり、当時老朽化していた高齢者向けホーム施設について、新たな高齢者向けホーム施設の建設費用をポシヴァ社が自治体に融資。
- ・改修した歴史的邸宅を、自治体がポシヴァ社にリースし、ポシヴァ社は事務所として利用。自治体はポシヴァ社が支払うリース代を融資返済に充当。

○その他、処分場立地に伴い雇用の増加等の経済効果が生じることが環境影響評価において見込まれている。



処分場立地優遇措置による固定資産税の税収増
(ポシヴァ社EIA報告書より引用)



ポシヴァ社が事務所として利用している歴史的邸宅

2. スウェーデンの立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

○1977～1985：全国ボーリング調査

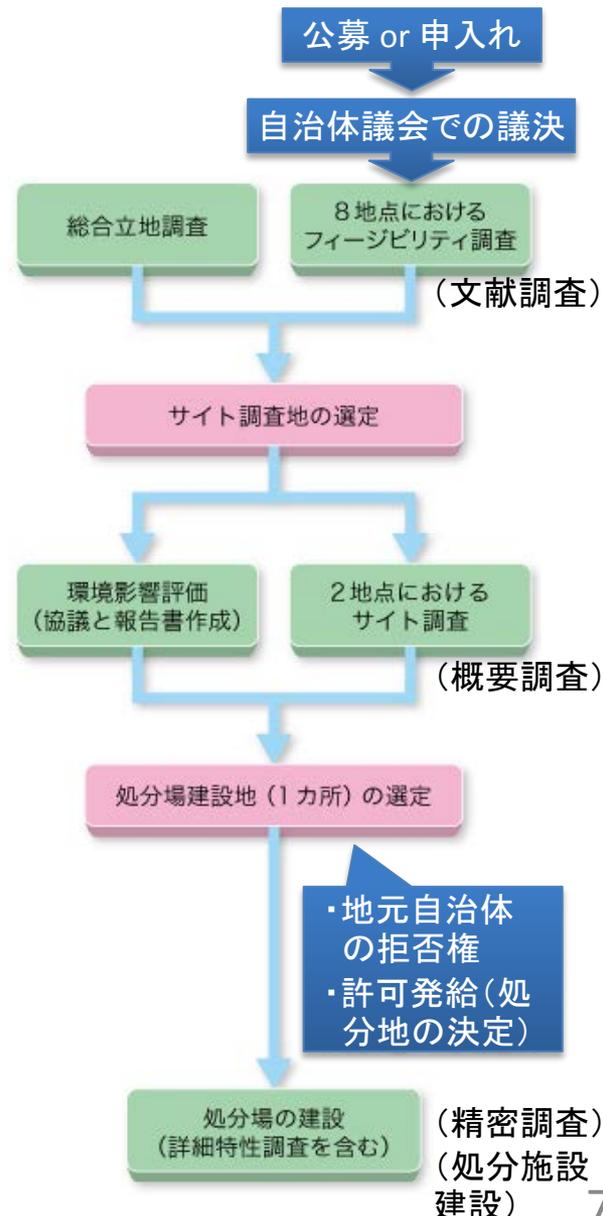
- ✓ 経済省傘下の組織が実施(途中で、SKB社に継承)
- ✓ 1985年、ボーリング候補地であったアルムンゲで大規模な反対デモ。この後、反対運動が活発化し、全国ボーリング調査を打ち切り
- ※なお、1980年には、撤退期限を2010年とした段階的な脱原子力政策が決定、これを踏まえ、原子力活動法の制定(1984年)、原子力撤退に関する方針が国会承認(1990年)。



○1992～：SKB社による新たな選定プロセス(RD&D92)

- ✓ 総合立地調査(全国規模の文献調査)、地方自治体を対象としたフィージビリティ調査(文献調査)、サイト調査(概要調査)、詳細調査(精密調査)という4種類の調査を設定し、2段階で選定。
- ✓ **総合立地調査により、母岩の適性に応じ、全国を色分け。**
- ✓ 1993年、公募に応じた2自治体でフィージビリティ調査を実施も、次段階の調査に進むかどうかで住民意見が分かれ、住民投票に発展。反対多数となり調査打ち切り。
- ✓ 1995年以降、原子力施設立地自治体への申入れを実施。議会の承認が得られた6自治体で調査を実施、2000年に3自治体をサイト調査の候補地として選定(2001年、政府承認)。
- ✓ 自治体議会においてサイト調査受入れの承認が得られた2自治体で2002年より**サイト調査(概要調査)**を実施、**2007年にエストハンマル自治体のフォルスマルクを選定**(現在、施設建設の許可申請中)。
- ※なお、1997年には、「原子力発電からの撤退に関する法律」が制定。撤退期限(=2010年)を撤廃。

【RD&D92に基づく立地選定の流れ】



(参考) 総合立地調査

General siting studies

立地方法論の研究開発、特定の自治体を対象としない調査・研究(=フィージビリティ調査以外)

- 全国規模の総合立地調査(安全、技術、環境、社会)
⇒カレドニア山地、Gotland島、およびSkåne地方の一部に深地層処分場に不適な母岩があることを示した(右図)
- 県域別総合立地調査
⇒主な結論は、深地層処分場の立地に関して興味ある母岩が調査対象のすべての県に存在するということ
- 北部と南部/沿岸と内陸
⇒立地見通しの観点から、国内の北部や南部のいずれかを勧告できない。その代わりに、適性評価は特定地域の調査に基づくものでなければならない。同じ結論が沿岸付近と内陸部の場合にも該当
- 既存原子力自治体の総合立地調査
⇒5つの自治体のうち3自治体では既に地質資料が網羅的であり、優れた立地見通しを示す

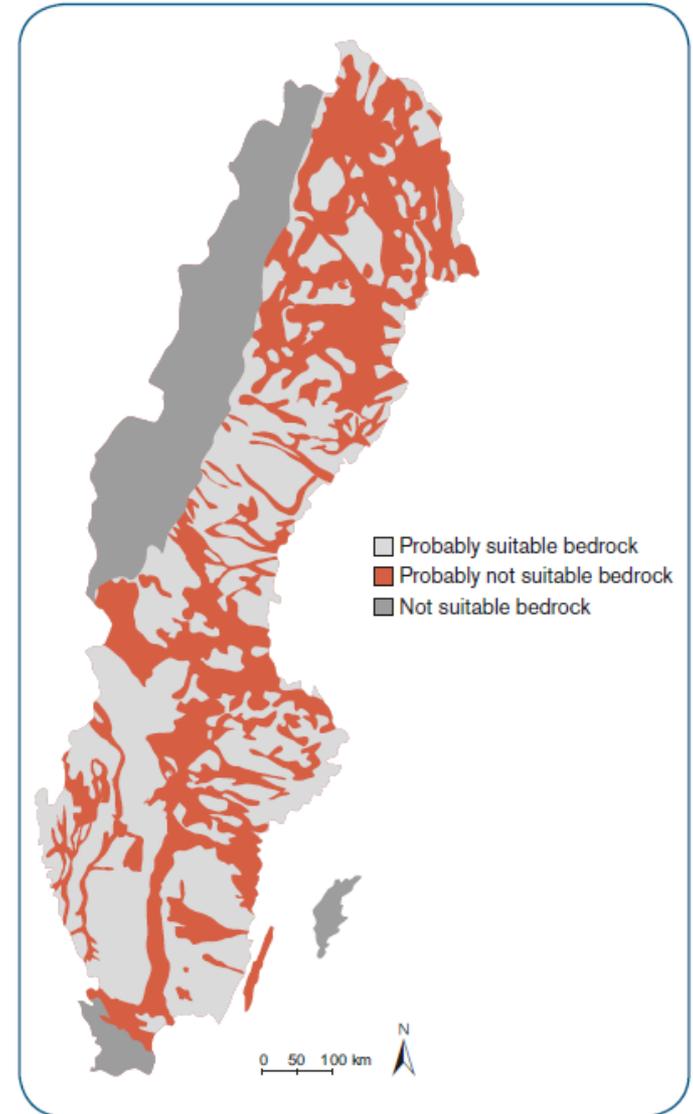
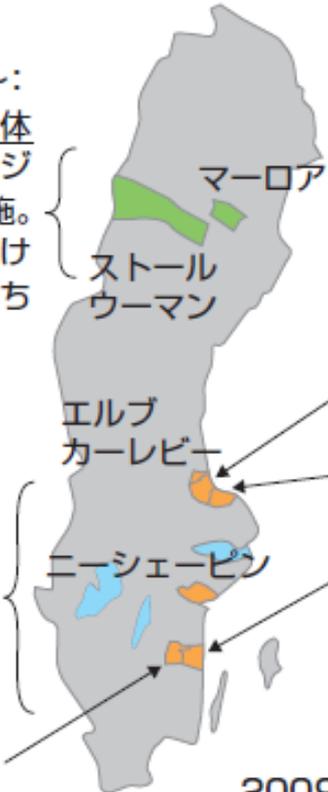


Figure 3-11. One of the conclusions from the general siting studies was that good prospects exist for siting of a final repository at many places in Swedish crystalline bedrock.

(参考) フィージビリティ調査、サイト調査の結果

第1段階 1992年～：
公募に応じた2自治体
で、SKB社がフィージ
ビリティ調査を実施。
住民投票の結果を受け
て、以降の調査は打ち
切り。

第1段階 1995年～：
SKB社がフィージビリ
ティ調査実施を申し入
れた後、議会が受諾し
た6自治体。



2000年：
6自治体から、SKB社
がサイト調査を実施す
る地域を含む3自治体
を選定。

・サイト調査受け入れを
否決

・サイト調査を受け入れ

第2段階 2002年～：
SKB社がサイト調査と
環境影響評価を実施。

2009年6月：
SKB社がエストハンマル自治体の
フォルスマルクを選定。

フィージビリティ調査受け入れ自治体での議決状況

自治体名	議会での議決状況
ストールウーマン	1993年6月 賛成24、反対5、棄権5
マーロア	1993年11月 賛成14、反対14、棄権3 議長賛成で可決
エストハンマル	1995年6月 賛成36、反対12
ニーシェーピン	議決は不要と判断
オスカーシャム	1996年10月 賛成38、反対5
ティールブ	1998年6月 賛成49 (全会一致)
フルツフレッド	1999年5月 賛成47 (全会一致)
エルブカーレビー	1999年6月 賛成30、反対1

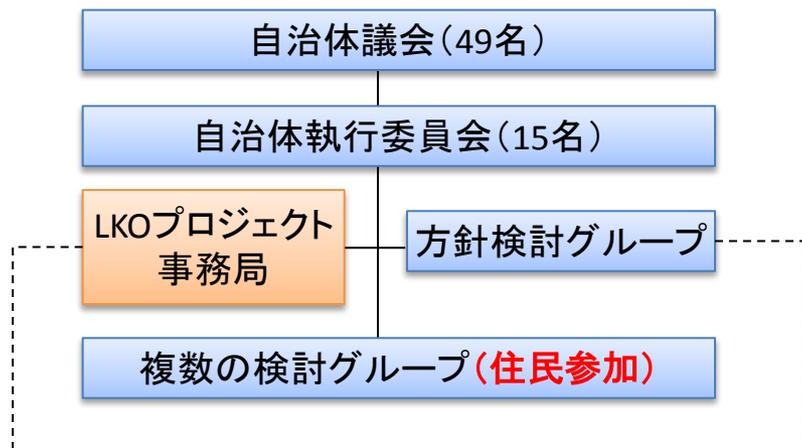
サイト調査受け入れ自治体での議決状況

自治体名	議会での議決状況
エストハンマル	2001年11月 賛成43、反対5
オスカーシャム	2002年3月 賛成49 (全会一致)
ティールブ	2002年4月 反対25、賛成23

(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

- 処分場の立地・建設の審査段階(精密調査地区選定段階)まで、地元は拒否権**を行使可能。
- 環境影響評価にあたり、事業者が、**特に影響を受けるとみなされ得る個人と協議**を行う義務。
- 自治体が行う**情報提供活動や協議に要する費用を「原子力廃棄物基金」から支弁**(上限約6,000万円/年)
 - ・地方自治体がSKB社の立地選定調査を詳細に追跡する機会があるべきとの考え方の下、1995年より措置。
 - ・例えば、オスカーシャム自治体は、**専門家を雇用し、SKB社や規制機関と対等に議論**ができるような体制を構築。説明会や討論会を開催し、その結果をもとに自治体議会等が議論し、**フィージビリティ調査の受入れ**を決定。また、住民が参加する複数の検討グループを組織し、**フィージビリティ調査やサイト調査のレビュー**を実施。

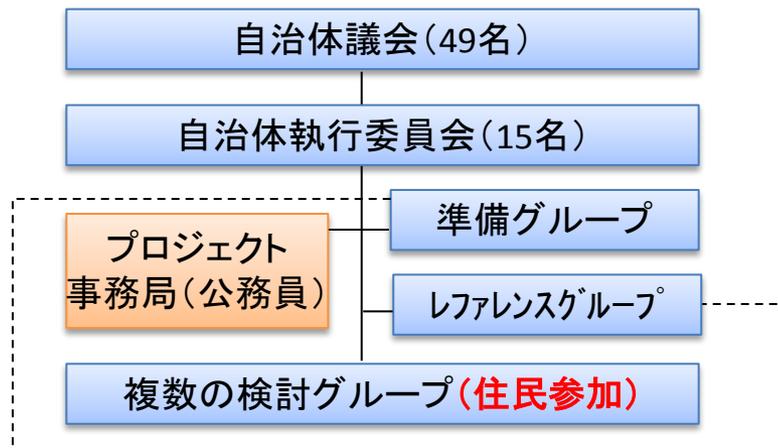
【オスカーシャム自治体における対応組織】



- 最終処分に係る問題に対処するために、自治体執行委員会の下に設置されたプロジェクト組織。自治体に対するアドバイザー(顧問)兼事務局としての機能をもつ。
- 住民向けの説明会や討論会の開催などを実施。

- ワーキンググループの代表とLKOプロジェクトで雇用された外部専門家から構成。
- LKOプロジェクトの方針検討、執行委員会や議会への報告、EIA協議等に対する自治体の参加準備などを行う。

【エストハンマル自治体における対応組織】



- 議員から構成。
- EIA協議等の対応やSKB社、規制機関との対応を含むプロジェクト運営を行う。
- レファレンスグループにも参加。

- 集落の住民代表から構成。
- 住民と議会のために、SKB社の調査活動状況の調査、情報伝達、セミナー開催等を実施。
- 自治体執行委員会の意思決定の際の意見聴取先。
- 必要に応じ、ティーエルプ自治体の代表も招いた

(3) 立地地域への支援

付加価値プログラム(Added Value Programme:AVP)に関する協定

○使用済燃料処分に伴う直接的な経済効果とは別に、当時、最終処分場の立地候補となっていた**2自治体における追加的な地元開発支援**をSKB社及び同社の親会社である4原子力発電事業者が実施(「原子力廃棄物基金」を原資としたものではない)。2009年3月に合意。

- ・オスカーシャム自治体:使用済燃料をキャニスタに封入する施設
- ・エストハンマル自治体:最終処分場

○付加価値事業は、**見学施設の設置、社会基盤整備、地元企業支援、スピノフ(波及効果)、教育・能力開発分野、SKB社本社移転**などが含まれ、総額15~20億SEK(約180~240億円)。

原子力廃棄物基金による自治体の情報提供活動や協議に要する費用への支援

○使用済燃料処分事業に関して、**自治体が住民へ向けた情報提供活動、各種の協議参加等に要する費用は、「原子力廃棄物基金」からの交付金で賄うことができる。**

○基金からの交付金は、情報提供目的以外では使用できない。

○交付金の主な用途

- ・住民向けセミナーの開催費、出版物の作成費
- ・自治体側で設置する組織の維持費用
- ・協議に参加する自治体議会議員や職員の人件費

3. フランスの立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

■ 立地選定の失敗から法制度の確立

- 1983年: 放射性廃棄物管理機関(ANDRA)によるフランス国内の地質構造のリストアップ作業の着手
- 1987年: リストアップされた4県での現地地質調査への着手
- 1990年2月: 現地での反対運動による調査活動の停止、首相が原因調査を国会に要請
- 1990年3月～12月: クリスチャン・バタイユ下院議員が原因調査、報告書を取りまとめ
- 1991年: 放射性廃棄物管理研究法の制定

■ 文献調査

- 1992年12月: 政府は地下研究所のサイト選定のための事前協議を行う調停官にバタイユ下院議員を任命。
- 1993年～1994年: 調停団によるアプローチにより4県の候補サイトを選定。

■ 概要調査

- 1994年～1999年: 4県の候補サイトにおいて予備調査を実施。地質学的な評価により、ビュール(ムーズ県・オート＝マルヌ県)、ガール県、ヴィエンヌ県の3カ所をANDRAが提案

■ 精密調査

- 1999年 ANDRAによる予備調査、地下研究所の建設・操業許可申請手続きを経て、3候補の内、ビュールへの地下研究所の建設・操業を許可。
- 2007年: 地下研究所周辺250km²にて地質調査を開始。
- 2009年: ANDRAは候補サイト、地上施設を配置する可能性のある区域を政府に提案。
- 2010年: 3月より政府の了承を得て、ANDRAは同区域の詳細調査を開始。
- 2013年: 地層処分にに関する公開討論会を開催
- 2015年: 処分場の設置許可申請の予定(最終的な閉鎖については、新法を以て制定)。

参考 放射性廃棄物管理機関(ANDRA)によるフランス国内の地質構造のリストアップ

■ 1983年に、ANDRAは、地質鉱山研究所(BGRM)の支援を受け、**潜在的に有望な地層を有する28～36カ所の地域を特定**。その際、地層が良好であっても以下の地域は除外。

- 地震活動度の高い地域
- 最近の火山活動の認められる地域
- 地熱源のある地域
- 平均値に比較して地殻の厚みに変動のある地域

■ 1987年にサイト選定基準(ゴージェル報告書)が提出された後、産業大臣が地層の異なる以下4カ所を現地地質調査の対象として選定した。

- エーヌ県の粘土
- ドゥー＝セーヴル県の花崗岩
- メーヌ＝エ＝ロアール県の頁岩
- アン県の岩塩

■ 1991年放射性廃棄物管理研究法に基づく地下研究所の立地地域の公募の際にも、主として潜在的に望ましい地域に対して公募を行ったが、関心表明は現地の地質を限定せず受け入れた。

潜在的に有望な地層を有する地域(1983年)



(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

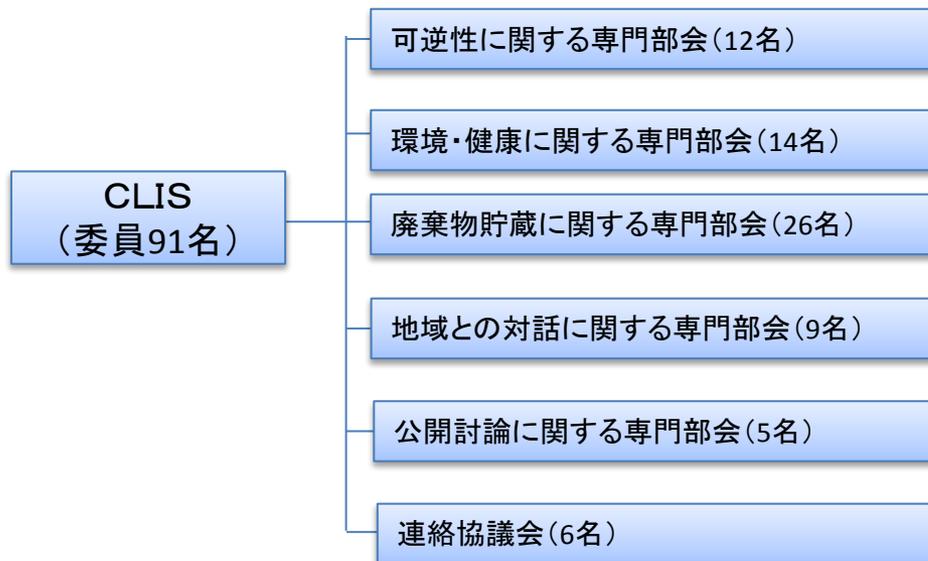
○CLIS(地域情報フォローアップ委員会)の設置

- ・地下研究所のサイトに、**住民への情報提供及び協議実施を目的**としたCLISを設置することを法定。(1991年放射性廃棄物管理研究法、2006年放射性廃棄物等管理計画法)
- ・運営資金は国の補助金及び処分実施主体(ANDRA)の資金によって支弁。

○公開討論会の実施： 独立した行政委員会である公開討論国家委員会(CNDP)が実施を担当

- ・放射性廃棄物処分場を含む原子力基本施設など、環境に多大な影響を及ぼす大規模な公共事業や政策決定について、その計画段階において**行政、事業者、国民、専門家などが議論を行う公開討論会**を実施。
- ・地層処分場についても、設置許可申請前の段階で公開討論会を実施することが、2006年放射性廃棄物等管理計画法にて法定。現在、公開討論会を実施中。

【ビュール地下研究所CLISの構成】



<構成員>

- ・上院と下院の地元代表議員
 - ・両県※に關係する地域圏地方長官、県地方長官
 - ・両県の県議会議員、地域圏議会議員
 - ・農業その他の職能団体の代表
 - ・医療専門団体の代表
 - ・特定個人(住民3名)
 - ・関連市町村の長
 - ・環境保護団体のメンバー
- ※地下研究所が所在するムーズ県・オート=マルヌ県

<オブザーバー>

- ・放射性廃棄物管理機関(ANDRA、実施主体)
- ・原子力安全機関(ASN、規制機関)

(3) 立地地域への支援

○公益事業共同体(GIP)による経済的支援

- ・**地域経済開発の実施主体**として地下研究所又は地層処分場が設置される区域を有する県に設置（1991年放射性廃棄物管理研究法、2006年放射性廃棄物等管理計画法）
- ・ムーズ県（ビュール）/オート＝マルヌ両県に個別に設置。国、ANDRA、商工会議所代表、関連地方自治体等が加入。
- ・原子力基本施設に課税される連帯税及び技術普及税による税金の一部を割当て。1つのGIP当たり約3,000万ユーロ（約39億円）/年。

【ムーズ県GIPによる地域振興プロジェクト実績】

- ・地域住民に関係するプロジェクト：公共施設等の改修、地場産業や商店街等の活性化 等
- ・地域インフラ整備支援に関するプロジェクト：学校、道路、上下水道、観光産業 等
- ・企業支援に関するプロジェクト：経済活動支援、生産設備整備支援、技術・環境面での支援 等

○廃棄物発生者による支援

- ・廃棄物発生者であるフランス電力株式会社(EDF)、AREVA社、原子力・代替エネルギー庁(CEA)が実施。
- ・地層処分事業とは別に、2015年までに1,000人の地元雇用を創出することを目的。

【プロジェクト実績】

- ・コジェネ関連プロジェクト(EDF)、木材ガス化の開発・生産工場の設置(CEA) 等
- ・地場産業(鉄工・冶金)に係る専門能力工場(研修)の設置(3社共同) 等
- ・古文書保管施設の設置(EDF、AREVA) 等
- ・企業融資(低利融資、金利補助)(3社共同)

4. カナダの立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

○ 2002～2007: NWMOによる長期管理アプローチの研究と政府承認

- ✓ 2002年、核燃料廃棄物法の制定。
※実施主体の設立、使用済燃料の長期管理アプローチの策定、資金確保制度の確立を含む核燃料廃棄物の管理の枠組みを整備
- ※①**カナダ盾状地での地層処分**、②発電所での貯蔵、③集中貯蔵のそれぞれを含む長期管理アプローチの研究を義務づけ
- ✓ 2005年、カナダ核燃料廃棄物管理機関(NWMO)が「適応性のある段階的管理」(APM)を提案。2007年に政府承認



○ 2008～2010: サイト選定プロセスの策定

- ✓ 2008年、NWMOが地層処分場サイト選定手続きに関する協議文書を公表し、意見募集。2009年にサイト選定計画案を公表・協議。



○ 2010～: サイト選定プロセスの実施

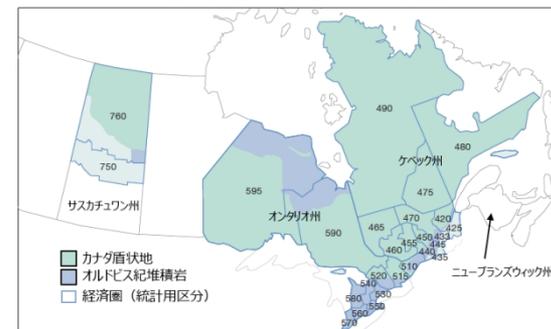
- ✓ 2010年10月、NWMOがサイト選定計画の最終版を公表。全9段階からなるサイト選定プロセスを開始。
- ✓ NWMOの行動原則として、公正さの観点からサイト選定は原子力立地州に焦点を当てることをサイト選定計画書に明記。
- ✓ 2012年9月にサイト選定プロセスへの参加への関心表明の受け付けを一時中断するまでに、22自治体が関心表明。2013年10月時点で、初期スクリーニングで不適と判断された1自治体を除く21自治体が第2段階(1)または第3段階(20)にある。

【長期管理アプローチの研究】

核燃料廃棄物法において、検討する各オプションの実施に関わる「経済圏」を特定することを義務づけ

→NWMOは地層処分は「核燃料サイクルから便益を享受してきた州内」(原子力立地州)での実施を提案

→地層処分は、**カナダ盾状地だけでなく、
オルドビス紀堆積層等でも可能**



原子力立地州=原子力発電を行っている3州(オンタリオ、ニューブランズウィック、ケベック)とウラン鉱山があるサスカチュワン州

【2008年公衆協議の観点】

サイト選定プロセスを設計する上で

1. 目標、倫理原則、要件に十分な土台が備わっているか?
2. 公平性を確保するには?
3. 手本となるモデルや経験は?
4. サイト選定に参画すべき組織は?
5. 参加を促す情報とツールは?
6. その他考えるべきことは?



NWMOが守るべき行動原則の策定

(参考) NWMOによる9段階のサイト選定プロセス

適応性のある段階的管理のフェーズ(左)とサイト選定プロセス(右)の対応

[段階が自治体視点で設定してある点が特徴(行動原則6)]

第1期 集中使用済 燃料管理の 準備 (約30年)	準備段階	NWMOは、その活動に関して、州政府、連邦政府、国と州の先住民族の機関、規制機関に説明するための情報と機会を提供した上で、最終版とした サイト選定プロセスを公表〔=2010年5月〕 する。
	第1段階	NWMOは、広範なプログラムで サイト選定プロセスを開始し、情報を提供し、質問に答え、プロジェクトとサイト選定プロセスに対するカナダ国民の意識を高める。
	第2段階	自治体は知識を深めることへの 関心を確認し、NWMOは詳細な説明を行う。初期スクリーニング (1-2ヶ月) が行われる。
	第3段階	関心を示す自治体について、 潜在的適合性の予備的評価 (1-2年) が行われる。→現在は2期に分けて実施中 (2期では限定的な現地調査を実施される)
	第4段階	関心を示す自治体について、 影響を受ける可能性のある周辺自治体が未参加の場合は参加させる。詳細なサイト評価 (~5年) が完了する。
	第5段階	適合するサイトが確認された自治体〔複数〕は、 プロジェクトを受け入れる意思があるかどうかを決定し、プロジェクトを進める条件を提示する。
	第6段階	NWMOと 優先サイト (=The Preferred site) の所在自治体〔1つ〕は、 プロジェクトを受け入れるための正式協定に調印する。
第2期 (約30年)	第7段階	規制当局は、独立した正式な公式のプロセスを通じてプロジェクトの 安全性を審査し、安全要件が満たされている場合は続行のための承認を与える。
	第8段階	地下特性調査施設の建設と操業が進む。 NWMOは、規制当局への操業許可の申請前にサイトの特性を確認する目的で設計される地下特性調査施設の建設と運転をサポートするために、第4段階で開始した専門技術センターを開発する。このセンターは自治体と共同で設計され、カナダと世界の知見を共有するための中核になる。
第3期	第9段階	施設の建設と操業。 NWMOは地層処分場と関連する地上施設の建設を開始する。操業は、規制当局から操業許可を得た後に始まる。プロジェクトの期間全体を通して自治体に対する義務対応をすることを保証するために、NWMOは地元自治体との協力を続ける。

(参考) サイト選定プロセスに参加している自治体

参加自治体数：21

(2013年6月時点)

オンタリオ州：18

サスカチュワン州：3

1. イングリッシュリバー先住民族保留地
2. バインハウス村
3. クレイトン・タウンシップ
4. イアーフォールズ・タウンシップ
5. イグナス・タウンシップ
6. ニピゴン・タウンシップ
7. シュライバー・タウンシップ
8. マニトウェッジ・タウンシップ
9. ホーンペイン・タウンシップ
10. ホワイトリバー・タウンシップ
11. ワワ自治体
12. ブラインドリバー町
13. エリオットレイク市
14. ノースショア・タウンシップ
15. スパニッシュ町
16. アラン=エルダースリー自治体
17. ソーギーンショアーズ町
18. ブロクトン自治体
19. ヒューロン=キンロス・タウンシップ
20. サウスブルース自治体
21. セントラルヒューロン自治体



(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

- 第6段階(精密調査地区選定段階)まで、地元が拒否権を行使できることをNWMOが確約。
- NWMOは、サイト選定計画書においてサイト選定プロセスにおいてNWMOが順守する行動原則を明記
 - ・自治体は判断材料を受け取り、また積極的意思を持ち合わせていなければならない。プロジェクト及びそれから受ける影響を理解していなければならない。プロジェクトを受け入れる積極的意思があることを表明しなければならない。(NWMO行動原則3)
 - ・自治体は、すべての規制要件が満たされ、規制承認を受けることを条件として最終合意書に調印するまでのいかなる時点でも、サイト選定プロセスへの関与を終結させる権利を持つ(NWMO行動原則5)
 - ・サイト選定プロセスは自治体が主導するものであり、自治体の意思表示があってはじめて開始または次段階に進むことができる(NWMO行動原則6)
 - ・プロジェクトが自治体に与える影響を評価する基準と手順は、自治体とNWMOが協力して策定しなければならない。(NWMO行動原則8)

具体例

- サイト選定プロセスの第3段階から、自治体に「地域連絡委員会」(Community Liaison Committee)が設置されることになっている。現在16の自治体でこの委員会が設立され、活動を開始している。

CLCは、第3段階でのNWMOが実施する潜在的適合性の予備的評価に対して助言、フィードバックをおこなったり、評価活動の現状を住民に情報提供する役割を担っている。

サイト選定計画書『連携して進む:カナダの使用済燃料の地層処分場選定プロセス』(2010年5月, NWMO)より

サイト選定プロセスにおいてNWMOが守るべき行動原則

1. 安全性を重視
2. 規制要件を満たす、または上回る
3. 地元自治体の理解と意思を尊重
4. 原子力立地州に焦点
5. 撤退の権利
6. サイト選定を主導するのは関心をもつ自治体
7. 先住民族の権利、協定、土地所有権
8. 決定事項を共有
9. 包括志向
10. サポート能力の構築する
11. プロセスへ情報提供する
12. 自治体の福祉
13. 連邦と州の政府の関与が継続的になるように配慮

(3) 立地地域への支援

“ラーン・モア”(Learn More)プログラムによる情報提供・学習活動への財政支援

サイト選定プロセスの初期において、**地元住民の学び・参画を目的とする自治体の活動に対して、NWMOが協力・資金提供行う**。サイト選定プロセスの開始と同時にNWMOが本プログラムの提案書を公表。

①長期管理アプローチ「適応性のある段階的管理」(APM)について学ぶ(第1段階)

地元代表者がNWMOから対面説明を受ける際の交通費、NWMO資料に関して助言を得るために専門家を雇用するための費用(上限:15,000カナダドル)

②地層処分場プロジェクトの受け入れに関する地元の潜在的適応性について学ぶ(第2段階)

NWMOが実施した初期スクリーニングの結果を地元が独自にレビューするために、学識経験者の地位をもつ専門家を雇用するための費用(上限:15,000カナダドル)

③中間貯蔵施設の視察訪問の支援

少人数(5名程度、うち自治体議員2名を含む条件)の視察訪問時の交通費

④地元の持続可能性に関する中長期計画の立案・詳細化の支援

地元の将来目標(ビジョン)との関わりにおいて、地層処分場プロジェクトの受け入れによる地元社会・経済・環境面の中長期的影響を検討するための費用(上限:40,000カナダドル)

⑤住民参画の獲得を目的とする自治体の活動費用(第3段階から)

住民に向けた情報提供、説明等の自治体が行う活動費。用途は事前に自治体とNWMOで取り決め、自治体が第三者による会計監査をうけることを条件とする(上限:20,000カナダドル)

※1カナダドル=94円〔日銀裁定外国為替相場(2013年10月適用)〕

5. 英国の立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

○1999～2007:放射性廃棄物の管理方針の策定

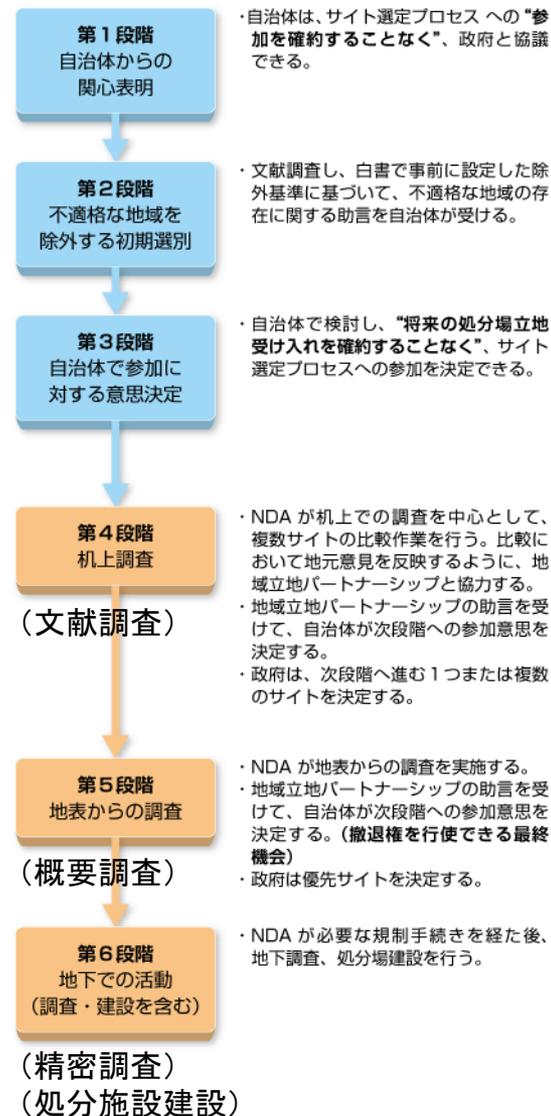
- ✓ 1999年、英国上院はすべての放射性廃棄物を対象とする管理方針を政府が策定するよう勧告。
- ✓ 2003年、英国政府は放射性廃棄物の長期的な管理を最良の方法で実施するため、政府に勧告を行う責任を有する組織として放射性廃棄物管理委員会(CoRWM)を設置して検討を開始。
- ✓ 2006年7月、CoRWMによる政府への勧告(15のオプション分析により地層処分が最適な方法であると判断)。同年10月、英国政府はCoRWMの勧告を受け入れ、高レベル放射性廃棄物等の地層処分実施を含む管理方針を決定。
- ✓ 2007年、英国政府は高レベル放射性廃棄物等の処分のためのサイト選定プロセスに関する提案について公衆協議を開始。



○2008年英国政府白書「放射性廃棄物の安全な管理—地層処分実施の枠組み」(以下、2008年白書):サイト選定プロセス開始(2008年6月)

- ✓ 2008年7月～2009年2月、カンブリア州、同州アラデル市及びコープランド市(以下、西カンブリア地域)が**関心表明を提出**(第1段階)。
- ✓ 2009年6月、関心表明を行った1州2市に対する初期選別を実施し、同年10月に調査結果を公表(第2段階)。2010年以降、初期選別の結果を受けて、**地域住民との関与プログラムを開始**。
- ✓ 2013年1月、関心表明を行った西カンブリア地域が各々の州・市議会第4段階に進むどうかの**議会投票を行った結果、サイト選定プロセスから撤退**(第3段階)。
- ✓ 2013年9月、サイト選定プロセスの改善に向けた公開協議を開始。

【2008年白書に基づく立地選定の流れ】



(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

2008年英国政府白書では、サイト選定プロセスとして、自主的参加原理とパートナーシップに基づくアプローチを実施するべく、以下のような方法で、地域住民の意見を反映するとしている。

- 地下活動(第6段階)の開始(精密調査地区選定段階)まで、サイト選定プロセスからの撤退権を有する。**
- 関心表明を提出する前に、自治体は既存パートナーシップなどとの会議を通じて、集約した意見を持つべきであるとしている。**
- 地域住民との関与方法は、市民集会、ワークショップ、世論調査による量的なフィードバックなどとしている。**
- サイト選定プロセスへの参加決定後は、地域立地パートナーシップ(「(3)立地地域への支援」を参照)を設立することで、地域住民からの意見の取り入れを考えている。**

<西カンブリア地域での事例>

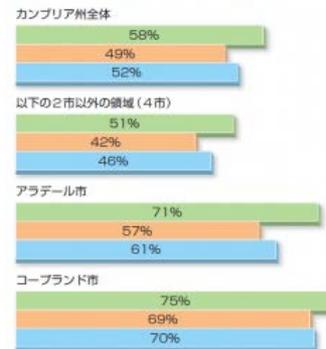
関心表明を行った西カンブリア地域では、初期選別(第2段階)終了後に、**西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ**(次ページ参照)が地域住民に対する、初期選別の調査結果について知る機会を設けるためのコミュニケーションや関与プログラムが実施された。具体的には、**西カンブリア地域の全世帯へのニュースレターの配布、地域の図書館、メディアやその他の発行物を通しての情報提供を実施。また、展示や同パートナーシップのメンバーや地層処分事業の関係者との対話などの地域イベント、インターネットを使った討論会などを実施した。**

また、同パートナーシップは、関心表明を行った自治体に対して、サイト選定プロセスへの参加に関する判断材料を提供する役目を担っている。同パートナーシップは、公衆やステークホルダーからの意見を広く集めるため、**公衆協議や世論調査を実施し、その結果を踏まえ、自治体に向けた報告書を作成した。**



設問：西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップが地層処分場の立地可能性について、英国政府と話し合いをしていることを知っていますか？
(図は「はい」と答えた比率)

調査時期：
■ 2011年2月 ■ 2010年2月 ■ 2009年11月



設問：地層処分場をカンブリア州西部領域内に立地すべきだと思いますか？

(図は2011年2月の電話インタビュー結果)



(参考) 西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ

西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップとは、サイト選定プロセスへの関心表明後、様々な側面から助言や支援活動を行うために、カンブリア州、同州アラデル市及びコープランド市により設立された組織である。2008年英国政府白書で記載されている「地域立地パートナーシップ」とは異なる組織であり、この組織の活動は、自治体が参加の是非を決めるまで(第3段階終了まで)の期間に限っている。また、**活動資金は政府が提供**している。

○パートナーシップのメンバー

アラデル市議会、コープランド市議会、カンブリア州内の他の市議会、カンブリア州地方議会連合、全国農業者連盟(NFU)、地方労働組合などが参加。パートナーシップの会合は、約6週間に1回の頻度で開催し、意見交換や勉強会を実施。会合には、質疑応答のためのオブサーバーとして、放射性廃棄物管理委員会(CoRWM)、エネルギー・気候変動省(DECC)、イングランドとウェールズの環境規制機関(EA)、原子力廃止措置機関(NDA)のほか、地元の原子力施設に対して批判的立場のグループも参加。

○西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップの活動状況

2009年11月:アラデル市及びコープランド市の全家庭に対して、高レベル放射性廃棄物等の地層処分場のサイト選定に関する小冊子を送付するとともに、公聴会を開催。

2010年11月:初期スクリーニングの結果を受け、地域住民との関与プログラムの開始(情報提供のため、ニュースレターや討論会、イベントを開催)

2011年11月～2012年3月:西カンブリアパートナーシップによる参加決定に関する公衆協議

2012年5月:2012年3月～5月に実施した地層処分場に関する世論調査の結果を公表

2012年7月:西カンブリアパートナーシップの報告書(自治体の参加決定の判断材料となる資料)のドラフト版公表

2012年8月:カンブリア州、同州コープランド市及びアラデル市に西カンブリアパートナーシップの最終報告書を送付

(3) 立地地域への支援

○2008年英国政府白書では、立地地域への支援として、以下が挙げられている。

・地域社会への利益パッケージ

- ✓ 地域の訓練／技能開発／教育への投資
- ✓ 地元サービス産業の活性化
- ✓ 公共事業／住宅等への投資
- ✓ 輸送インフラの強化
- ✓ 福利厚生サービスの改善
- ✓ 環境改善

・地域立地パートナーシップ(Community Siting Partnership, CSP)の設立

自治体が地層処分場のサイト選定プロセスに参加決定した場合(第4段階)に設立する組織。**参加者は、地元関係者の他、処分実施主体であり、英国政府が運営資金の提供を行う。**地域立地パートナーシップの役割は、具体的にはその設立時に参加メンバー間での協議で決めることになるが、以下の役割を担うことが期待されている。

- ✓ 意思決定機関への助言と勧告を促進する。
- ✓ 施設を設計、建設、操業するために実行組織と実施主体が行う作業を検討し、それに寄与する。
- ✓ その諮問的役割を果たすとともに、地域社会の懸念に対処し、地域社会の福祉を充実させる方法を特定するため、専門家の助言を得る、あるいは研究を委託する。
- ✓ 受け入れ自治体候補内の施設に関するサイト選定プロセスが有効で、前進に向けて努力していることを確認する。
- ✓ 地域立地パートナーシップの活動、見解、勧告についての情報を公開する。
- ✓ 受け入れ自治体候補と広域の地元関係者と関わり合い、協議する。
- ✓ 地域社会内部の多様な意見を識別し、それらに対処する。
- ✓ 地域立地パートナーシップの使命に関係する権限を有する地方機関(例、地方の戦略的パートナーシップまたはサイトのステークホルダーグループ)と連携し、協議する。
- ✓ 参加メンバーが自分の役割を効果的に実施できるように能力開発を行う。

(参考) サイト選定プロセスの改善案

＜西カンブリア地域のサイト選定プロセスからの撤退から現在までの経緯＞

- ・2013年1月、西カンブリア地域がサイト選定プロセスから撤退。西カンブリア地域がサイト選定プロセスから撤退した理由として、地質学的な適性や撤退権に関する懸念事項などが挙げられている。
- ・2013年5月～6月、英国政府はこれまでサイト選定プロセスに参画した者や関心を持って観察してきた者を対象として、サイト選定プロセスに関する「根拠に基づく情報提供の照会」(Call for Evidence[※])を実施。
- ・2013年9月、サイト選定プロセスの改善に向けた協議文書を公表。この協議文書は、「根拠に基づく情報の照会」で得られた意見を踏まえたものとなっている。なお、公開協議の期限は、2013年12月5日までである。
- ・2014年、公開協議で得られた意見を踏まえ、改善されたサイト選定プロセスに基づくサイト選定を開始する予定。

※英国などでは、政策の検討プロセスのなかに、Call for Evidence が取り入れられており、有用なデータを広く収集できるしくみを整えている。寄せられた情報をもとに、政府はより質の高い、頑健な政策を立案できる。

○サイト選定プロセスの改善に向けた協議文書では、以下のような改善案が提案されている。

- ・**決定ポイントを撤廃することで、撤退権を保持したままサイト選定プロセスを進むことができる。**改善案では、より高い連続性を持つプロセスとして、「学習(Learning)」フェーズと「集中(Focusing)」フェーズを設けたサイト選定プロセス案が提案されている。
 - ✓「学習(Learning)」フェーズでは、**現地の地質学的状況と地層処分施設が地域に及ぼし得る社会・経済的影響に関する報告書**が作成される。
 - ✓「集中(Focusing)」フェーズでは、サイト選定プロセスに参加することにより、候補サイトに関するより詳細な調査が実施される。
- ・**撤退権を行使する段階で、地域住民が直接関与できるような仕組みとして、サイト選定プロセスを通じて、地域住民の支持の実証をすべきである。**地域住民の支持の実証方法としては、広範囲の意見調査、市民パネルの利用、自治体のヒアリングや住民投票の実施などが提案として挙げられている。
- ・自治体給付金は「参加資金[※]」に追加する形で支払われるものであり、サイト選定プロセスの早い段階で、自治体給付金を取り得る規模を明確に示すことを提案している。

※英国政府がサイト選定プロセスに参加する自治体のコストを賄うために給付する資金

6. 米国の立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

○1982年放射性廃棄物政策法による立地選定プロセス

- ✓ 実施主体であるエネルギー省(DOE)による技術的な観点での処分候補地の選定
- ✓ 1987年の修正法により、ネバダ州ユッカマウンテンを唯一の処分候補地として選定し、サイト特性調査を実施
- ✓ 2002年にエネルギー長官が大統領に、大統領が連邦議会にユッカマウンテンを処分場として推薦
- ✓ ネバダ州知事が不承認通知を連邦議会に提出したが、連邦上下院が立地承認決議を可決
- ✓ 2008年6月にエネルギー長官が建設認可の許認可申請書を提出し、原子力規制委員会(NRC)で現在も安全審査中

○2009年～： 現政権による立地選定プロセスの見直し

- ✓ ユッカマウンテン計画を中止し、代替案を検討するとの方針
- ✓ エネルギー長官が2010年に「原子力の将来に関するブルーリボン委員会」(ブルーリボン委員会)を設置して代替案を検討
- ✓ 2012年1月のブルーリボン委員会の最終報告書・勧告を受け、エネルギー長官が2013年1月11日に「使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物の管理・処分戦略」(DOE戦略)を公表
- ✓ 連邦議会上院のエネルギー天然資源委員会は2013年6月27日に、ブルーリボン委員会の最終報告書、DOE戦略を反映した「2013年放射性廃棄物管理法」の法案を公表し、公聴会の開催などを実施したが、法案の成立には至っていない

【1982年放射性廃棄物政策法による立地選定プロセス】



(参考) 「2013年放射性廃棄物管理法」の法案に基づく新たな立地選定プロセスの概要

○新たに設置される「放射性廃棄物管理機関」が立地指針を法律の制定後1年以内に策定

- ✓ 1982年放射性廃棄物政策法第112条(a)の要件【地質条件、適格・不適格の要因等】に従って放射性廃棄物管理機関の長官が策定

○同意に基づく地層処分場の立地選定プロセス

- ✓ 自主的にサイトとなるような州及び自治体を募集する
- ✓ サイト調査の実施のための州及び地元の協力を得る。
- ✓ サイト特性調査のサイトを選定する前に協力協定を締結。調査の開始前、処分サイトとして適性の決定前にパブリックヒアリングを開催。
- ✓ 処分場のサイトとして選定するための州及び地元の同意を得る。同意協定を締結。
- ✓ 同意協定を前提として、処分場の建設認可のための原子力規制委員会(NRC)の許認可を得る

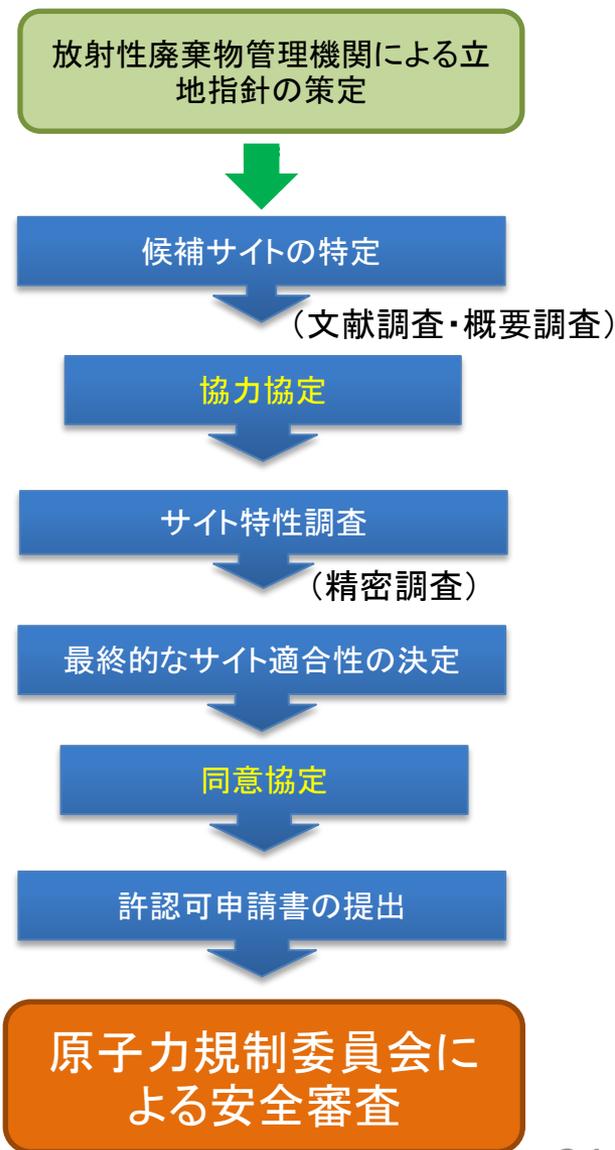
○協力協定の内容

- ✓ サイト特性調査活動についての監視、審査、評価、コメント、情報入手及び勧告を行うのを可能にするための金銭的支援及び技術援助

○同意協定の内容：修正・撤回は当事者の相互の合意が必要

- ✓ 州、地方政府が処分場の受け入れに同意する条件(処分場の付近に居住する人間の経済的・社会的幸福を増進。以下は条件の例。)
 - 金銭的補償及びインセンティブ
 - 経済開発の援助
 - 操業の制限または要件
 - 規制的監督の権限
- ✓ 州、地方政府の処分場受け入れに対する同意の表明

【同意に基づく立地選定の流れ】



(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

○「2013年放射性廃棄物管理法」の法案に、州・地元自治体の関与が規定されている。

○立地指針の策定：

- 「1982年放射性廃棄物政策法第112条(a)」の要件に従って、放射性廃棄物管理機関が策定。
- 環境諮問委員会(CEQ)、環境保護庁(EPA)長官、米国地質調査所(USGS)所長及び関係知事と協議し、NRCの同意を得る

○候補サイトの特定：

- 州知事、地方自治体、放射性廃棄物管理機関の長官により推薦されたサイトがサイト特性調査の対象として適しているかどうかを決定する。
- 放射性廃棄物管理機関の長官は、州知事、地方自治体と協議を行い、その同意を得た上で推薦する。
- サイトの適合性を決定するのに必要であり、土地所有者により承認されるのでない限り、サイトにおいて予備的なボーリングや掘削を行ってはならない。

○サイト特性調査(精密調査)、許認可申請は、地元自治体との協定が前提。

- 協力協定：サイト特性調査の対象とするサイトを選定する前に、州知事・地方自治体との間で協力協定を締結する。
- 同意協定：サイトの適合性についての最終決定を下すと直ちに、原子力規制委員会(NRC)への許認可申請書の提出より前に、州知事・地方自治体との間で同意協定を締結する。

(3) 立地地域への支援

○ブルーリボン委員会の最終報告書においては、「廃棄物管理施設の立地プロセスには、柔軟で実質的なインセンティブプログラムを含むべきである」と勧告している。

○「2013年放射性廃棄物管理法」の法案に、州・地元自治体の同意協定として支援が例示されている。

第306条 処分場

(e) 同意協定

- (1) 要件 — 放射性廃棄物管理機関長官は、サイトの適合性についての最終決定を下すと直ちに、ただし、原子力規制委員会(NRC)への許認可申請書提出より前に、以下との間で、同意協定を締結するものとする。
 - (A) そのサイトが位置する州の知事または権限を授与されたその州のその他の公務員。
 - (B) 影響を受ける一般地方自治体の管理機関。
 - (C) そのサイトが居留区に位置する場合は、影響を受けるインディアン部族の管理機関。
- (2) 内容 — 同意計画には、
 - (A) それぞれの州、地方政府及びインディアン部族(該当する場合)が処分場の受け入れに同意するための条件が含まれるものとする。
 - (B) そこでは、それぞれの州、地方政府及びインディアン部族の処分場受け入れに対する同意が表明されるものとする。
- (3) 条件 — 上記の(2)(A)に基づく条件は、
 - (A) 処分場の付近に居住する人間の経済的・社会的幸福を増進するものとする。
 - (B) そこには以下の内容が含まれていてもよい。
 - (i) 金銭的補償及びインセンティブ
 - (ii) 経済開発の援助
 - (iii) 操業の制限または要件
 - (iv) 規制的監督の権限
- (4) 拘束力 — 同意協定は、
 - (A) 第401条(e)[放射性廃棄物管理機関の運営資本基金からの支出等の契約(協力協定、同意協定)]の適用のもとで、当事者に対する拘束力を有するものとする。
 - (B) 当事者の相互の合意によらない限り、その修正や撤回をしてはならないものとする。

(7) ドイツの立地選定プロセスについて

(1) 立地選定経緯

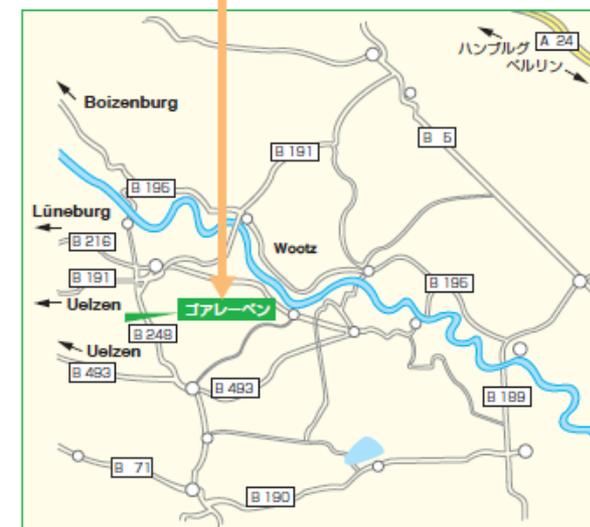
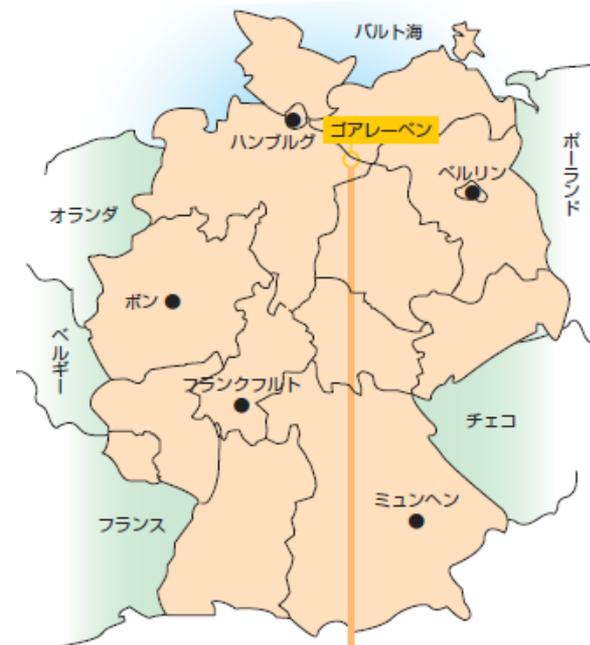
○1977～2000: ゴアレーベンの選定・特性調査

- ✓ 1970年代に放射性廃棄物処分場を含む核燃料サイクル・バックエンドセンターの設置が計画。放射性廃棄物の最終処分に最も適していると考えられた岩塩ドームを対象に、連邦政府と、岩塩ドームが多く分布するニーダーザクセン州が中心となり選定を実施。
- ✓ 1976年には、ニーダーザクセン州政府の任命したプロジェクトチームにより、候補サイトの選定作業が開始。
- ✓ 1977年にニーダーザクセン州がゴアレーベンを候補地点として提案し、同年7月に連邦政府がこの提案を受け入れ。
- ✓ 1979年に地表からの探査を開始(1986年からは立坑・水平坑道を伴う地下探査を開始)。



○2000～2013: 処分地の見直し等の動き

- ✓ 2000年10月以降、当時の連立政権の脱原子力政策に伴い、ゴアレーベンでの探査活動を3～10年間凍結することを決定。
- ✓ 2010年11月、探査活動が再開される(2012年に再度中断)。
- ✓ 2011年6月、連邦政府が、**ゴアレーベンでの探査活動の推進と並行し、代替処分オプションを確定するための手続きを検討する方針**を提示。
- ✓ 2011年12月、連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU)は、**全州と合意した**新たなサイト選定手続を規定する法律を制定するなどのサイト選定手続の工程を公表。
- ✓ 2013年7月、発熱性放射性廃棄物の処分場サイトの探査及び選定を行う法律(サイト選定法)が成立し、新たにサイト選定を行い処分場サイトを選定することが確定。



(参考) サイト選定法に基づく新たなサイト選定手続の概要

○「高レベル放射性廃棄物の保管に関する委員会」を設置しサイト選定手続・基準等を検討し2015年末までに提案

- ✓ 科学者、環境団体、宗教界、経済界、労働組合、連邦議会議員、州政府の代表者33名から構成
- ✓ 地層処分以外の管理方法の検討
- ✓ 回収可能性などの基準を含め、地層処分のサイト選定基準、サイト選定手続の提案
- ✓ 公衆参加と情報提供、透明性確保のための要件の提案
- ✓ 委員会の提案(サイト選定基準等)は連邦議会が検討し法律を制定し確定

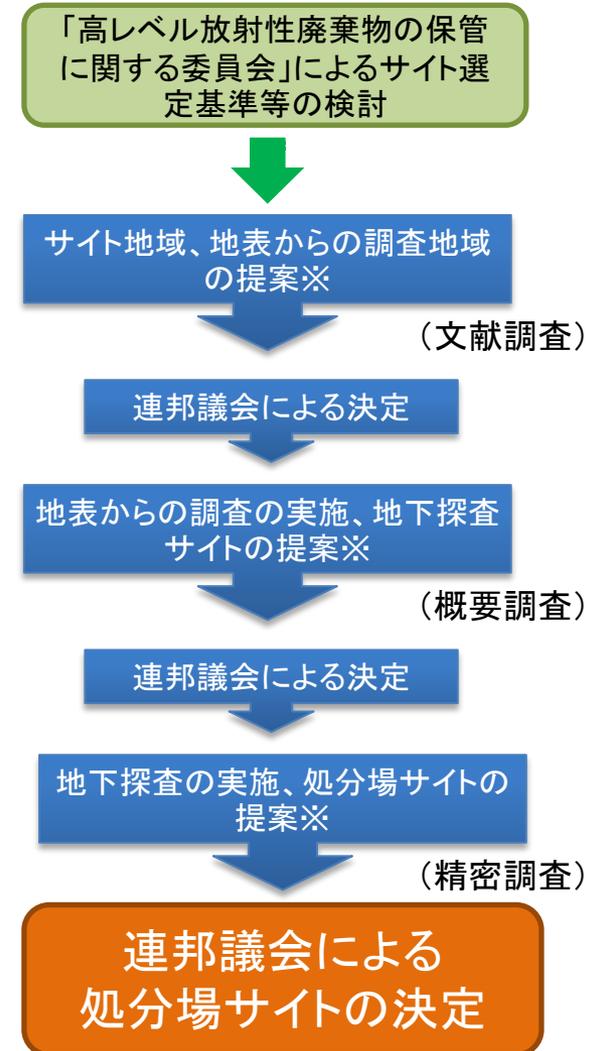
○サイト選定手続(2031年までにサイトを決定)

- ✓ 実施主体である連邦放射線防護庁(BfS)がサイト地域を選定。サイト地域の中から予備的安全評価の結果などに基づき地表からの調査実施サイトを提案。連邦放射性廃棄物処分庁(注1)等の検討後、法律により確定
- ✓ BfSが地表からの探査結果などを考慮し、地下での探査を実施する母岩及び適切なサイトを提案。連邦放射性廃棄物処分庁等の検討後、法律により確定
- ✓ 地下での詳細な探査結果等に基づき、連邦放射性廃棄物処分庁が処分場サイトを提案。議会が法律の形でサイトを確定

○ゴアレーベンの位置づけ

- ✓ サイト選定法に基づき定められる基準等に従い他の地域・サイトと同一の手続に従い検討
- ✓ サイト選定法に基づく手続で除外された場合には対象から外される
- ✓ サイト選定ではこれまでの探査データや探査施設の存在は考慮しない

【サイト選定法に基づく立地選定の流れ】



※各提案段階において住民集会や情報提供などの住民参加や影響を受ける自治体の意見聴取を実施

注1: サイト選定法とともに公布された連邦放射性廃棄物処分庁設置法(2014年1月施行)により設置される放射性廃棄物処分等のための施設の監督などを実施する規制機関。サイト選定手続の各段階での提案の検討、処分場の許認可発給などを行う。

(2) 立地選定への地域・住民意見の反映

○サイト選定法では地元の拒否権について規定されていない。

○**地下での探査実施サイトの提案時点**で、連邦放射性廃棄物処分庁は、サイト選定手続や提案がサイト選定法の要件・基準に基づいたものであるか判断を下す。この判断に関しては、提案されたサイトが存在する**自治体や住民などが異議申し立てを行う権利**を有す。

○サイト選定法では、**公衆参加の原則が規定**されている。

- ・ 連邦放射性廃棄物処分庁及びBfSは、早い段階からサイト選定手続の全期間を通じ、市民集会・対話やインターネットなどを用いた情報提供を行うとともに、公衆に意見を表明する機会を与える。
- ・ 連邦放射性廃棄物処分庁は、検討対象となったサイト地域及びサイトに「市民事務所」を設置。公衆に対して独立した専門的助言を提供。
- ・ サイト選定の各探査を実施するサイトの提案作成段階などにおいて、市民集会・対話などの公衆参加を行うとともに、州の関連機関や地方自治体が、提案の根拠作成作業に参加。
- ・ 各探査を実施するサイトに関する提案の提出前に、影響を受ける地方自治体の地域団体及び地主に対して、意見を述べる機会を提供。
- ・ サイト選定手続の公益性にかなう形での公衆参加を実現する目的で、「社会諮問委員会」を設置。社会諮問委員会は、地上・地下からの探査サイトの提案時に公衆参加に関する協議結果を提示。

(3) 立地地域への支援

○ゴアレーベン

- ・ 連邦及び州が行政協定を締結し、地元の郡の財政負担を補償するための補助金を支払い
- ・ 1979年からの10年間で3億2,000万マルク(1979年当時の日本円で約440億円)、1990年から3年間で9,000万マルク(1990年当時の日本円で約80億円)

○コンラッド処分場(低レベル放射性廃棄物処分場)

- ・ 連邦政府及び原子力発電事業者が、合計1億ユーロの資金を拠出し、処分場の操業期間中に地元自治体を支援するための基金を設置(連邦政府が3分の1を負担し、原子力発電事業者が3分の2を負担)。